様式第１号（第４条関係）

高野町本人通知制度事前登録申請書

平成　　　年　　　月　　　日

高野町長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　請　者 | 住　所 |  |
| 氏　名 | ㊞ |
| 連絡先 | （　　　　　　） |
| 申請者との関係 | □　本人　　□　法定代理人(未成年者・成年被後見人)　　□　代理人 | |

高野町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第４条の規定に基づき次のとおり事前登録を申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事前登録（通知）を  希望する方の氏名 | フリガナ | | | | |
|  | | | | |
| 生　年　月　日 | 明　大　昭　平　　　　　　年　　　月　　　日 | | 性 別 | | □男　□女 |
| 住　　　所 | 高野町大字 | | | | |
| 本　　　籍 | 高野町大字 | 筆頭者 | |  | |
| 連　絡　先 | （　　　　　　　　　　）　　　　　－ | | | | |

注１：裏面の内容をよくお読みください。

注２：各欄に必要事項を記入し、該当するものに☑をつけてください。

注３：申請の際、次の書類を提示し、又は提出してください。

　　　　　(1)　あなたが本人であることを証する書類（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券等）

　　　　　(2)　あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格等を証明する書類（戸籍謄本等）及び法定代理人が本人

であることを証する書類

　　　　　(3)　 あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）及び代理人の本人

であることを証明する書類

　　　　　(4)　 通知の送付先を事前登録者の住民登録地以外の場所に指定する場合は、併せて送付先とする場所を明らかに

する書類

**※以下の欄は記入しないでください。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受　　付 | 登　　録 | 本　　人　　等　　確　　認　　書　　類 | | 備　考 |
|  | №  H　 ・　・ | □　本人  □　法定代理人  □　代理人 | □　運転免許証  □　旅券　□　住民基本台帳カード  □　その他（　　　　　　　　　　　　　） |  |

**（　裏　面　）**

**高野町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について**

１　この制度は、高野町においてこの制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（消除された住民票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（消除された戸籍の附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（（注）本人等の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

|  |
| --- |
| （注）本人等　（住民票関係）　本人又は本人と同一世帯に属する者  　　　　　　　（戸籍関係）　　本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属 |

２　第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人等に高野町住民票の写し等交付通知書を送付します。

３　高野町住民票の写し等交付通知書は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、事前登録者と同一世帯に属するもの若しくは同じ戸籍に記載されている人であっても、事前登録をしていなければ交付の対象とはなりません。

４　本人通知制度の利用を希望する者で、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人等により事前登録の申請をすることができます。

５　郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申請は、次のいずれかに該当する場合によりすることができます。

　　(1)　事前登録を申請する者が疾病等その他やむを得ない理由により、窓口で直接申請をすることができない場合

　　(2)　他の市区町村に居住している場合

６　郵便等により本人通知制度の利用を希望するときは、高野町本人通知制度事前申請書に申請者本人であることを証する書類の写し等を同封してください。

７　通知する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、その種類及び交付通数並びに当該第三者が本人の代理人である場合はその住所及び氏名です。

８　登録期間中に住所や戸籍の異動があった場合は、届出が必要です。

９　事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が職権消除されたとき等、又は事前登録廃止届が提出された場合は、事前登録を廃止します。

10　本人通知制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人への権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意の上、登録申請をしてください。